



守監発第24号  
令和4年3月29日

守谷市長 松丸 修久 様

守谷市監査委員 高瀬 尚則  
守谷市監査委員 高梨 恭子



行政監査結果報告について

項目	内容
01	監査の概要
02	監査の目的
03	監査の対象
04	監査の範囲
05	監査の実施期間
06	監査の方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により，行政監査を実施したので，同条第9項の規定により監査結果に関する報告をいたします。

第1 監査の概要

1 監査の目的

守谷市の入札の仕組みと統制状況について，事業がその目的に沿って適切に行われているかを検証する。

2 監査の対象

管財課及び上下水道課における入札関連事務

3 監査の範囲

令和3年1月から12月までの入札案件

4 監査の実施期間

令和4年3月17日（木）

5 監査の方法

監査は，関係書類審査，関係職員への質問調査等，通常実施すべき監査手続きにより実施した。

## 第2 監査結果

監査の結果は、次のとおりである。

入札執行事務について関係書類、確認、ヒアリング等により監査したところ、関係法令、条例、規則、要綱等に基づいて概ね適正に執行されていた。尚、以下項番2の(1)(2)について、改善を要することがあるか早急に検討し、改善を要する事項等があれば改善実行のアクションをとることが望ましい。

### 1 監査の結果の概要

入札執行による発注実績について令和3年における発注実績は、次表のとおりである。

入札方式	件数
一般競争入札	10
指名競争入札（地方自治法施行令第167条）	138
守谷市建設工事条件付一般競争入札	54
守谷市上下水道事業建設工事条件付一般競争入札	26
全件	228

### 2 早急に検討していただきたい事項

- (1) 入札結果を事後的に第三者等が評価することが近隣他市でも見られるが、現在、例月出納検査時に合わせて監査委員が行っている月次入札結果確認の手続きを、入札に係る正式な事後評価手続きとして位置づけることを検討していただきたい。
- (2) 市職員に対する、官製談合防止を含むコンプライアンス研修については、昨秋、茨城県主催のものに参加しているが、守谷市独自の研修・勉強会を含め、中期的な計画に基づいて実施することを検討していただきたい。

## 第3 監査意見

入札執行事務に関しては、近年、社会環境や意識の変化が大きなどころでもあり、また情報の適時性・的確性・公平性を確保することの重要性も増しているため、自らの適法性・合理性に加え、社会から見た公平性にも配慮した運営を期待したい。

今後、入札を含む契約管理全般における品質の確保を図りつつ、国や県の動向も踏まえて、入札に係る法令等遵守のための工夫を続けていただきたい。